

令和6年第1回 新座市教育委員会 臨時会  
会 議 録

招集期日	令和6年2月8日 午後4時			場所	市役所本庁舎202会議室			
開閉日時 及び宣告者	令和6年2月8日 午後4時 開会			宣告者	金子 廣志			
	令和6年2月8日 午後4時40分 閉会			宣告者	金子 廣志			
教育長	金子 廣志							
委員	議席番号	氏 名		出・欠	議席番号	氏 名		
	1	鈴木 松江		○	2	小泉 哲也		
	3	脇田 美保子		○	4	宮瀧 交二		
出席職員	①教育総務部長		○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長		○	③教育総務課長	
	④中央公民館長		—	⑤中央図書館長		—	⑥歴史民俗資料館長	
	⑦学校教育部長		○	⑧学校教育部副部長兼学務課長		○	⑨教育支援課長	
	⑩教育相談センター室長		—					
	事務局 戸川真理子、城間悦子							
会議事件名	発 言 者		発 言 の 要 旨					
開会	教育長		令和6年第1回新座市教育委員会臨時会を開会する。 午後4時					
議案第2号	教育長		議案第2号「新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の申出について」を生涯学習スポーツ課長から説明願う。					
	生涯学習スポーツ課長		<p>総合体育館や各運動場など本市のスポーツ施設は、平成25年度から公益財団法人新座市スポーツ協会を指定管理者として運営してきたが、令和7年3月末日をもって期間が満了となる。</p> <p>これを機に、市民会館など使用料を取り扱う他の公共施設と同様に、施設使用料を指定管理者の収入とすることができる利用料金制を導入するため所要の整備を市長部局へ申し出るものである。</p> <p>具体的な改正事項は、第16条として、「施設利用者は許可される施設使用料を利用料金として指定管理者へ支払い、これを指定管理者の収入とすること」を新たに規定するものである。</p> <p>これにより、年間3千万円程が市から指定管理者の収入となるが、市は同額を経費から差し引いて指定管理者へ支払うことになる。</p> <p>市としては歳入管理に関する人的な削減が図られるとともに、利用者にとっても、天候の理由などからスポーツ施設が使用できない際の返金手続きが迅速に処理できるなど、サービスの向上が図られ、併せて、更なる施設の適正管理や稼働率の向上も期待されるメリットがある。</p> <p>また、同16条第2項では、この利用料金は、現行条例で定める額の範囲内とし、使用料を増額するものではないことを定めるものである。</p>					

	<p>教育長</p> <p>生涯学習スポーツ課長 委員</p> <p>生涯学習スポーツ課長 委員</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>なお、改正する条例の施行日は、新たな指定管理期間開始となる令和7年4月1日とし、市として意思決定の手続を経て、令和6年第1回新座市議会定例会に上程するものである。</p> <p>議案第2号について、質疑はあるか。</p> <p>指定管理者による運営は、民間活力の活性化を図ることも目的の一つである。指定管理者が企画した自主事業の収益は、市ではなく、事業者の収入になるという理解でよいか。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>今までは、市民が体育館の窓口で使用料を支払っていたが、それに変更はないか。</p> <p>利用手続はこれまでと変更はない。</p> <p>返金手続の迅速化や稼働率の向上など、市民にとってもサービスの向上が図られるものと考えてよいか。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>他に質疑がなければ、議案第2号を承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第2号は、承認する。</p>
<p>議案第3号</p>	<p>教育長</p> <p>学務課長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>議案第3号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の申出について」を学務課長から説明願う。</p> <p>本件は、学校薬剤師の年額報酬について、131,000円から134,000円に変更するものである。額については、学校医報酬及び学校歯科医報酬と同様に、前年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定実施率に前年度の朝霞地区4市職員の平均定期昇給率を加えた率を基に算定したものである。本改定は、朝霞地区教育委員会連合会で承認された後、朝霞区市長会に諮り、合意されている。</p> <p>学校薬剤師の報酬額の改正については、地方自治法第203条の2第5項に報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を条例で定めなければならないことが規定されているため、条例にその額を規定すべく、市議会に諮って議決を得ることとしてよいか伺うものである。</p> <p>議案第2号について、質疑はあるか。</p> <p>なければ、承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第2号は、承認する。</p>
<p>議案第4号 議案第5号</p>	<p>教育長</p>	<p>議案第4号「新座市入学準備金・奨学金貸付条例を廃止する条例の申出について」及び議案第5号「新座市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則を廃止する規則につ</p>

	学務課長	<p>いて」を学務課長から説明願う。</p> <p>本条例及び規則は、新座市入学準備金・奨学金貸付制度の利用者数の減少及び独立行政法人 日本学生支援機構等の教育資金貸付支援制度の充実に伴い、本市独自の制度を廃止するものである。</p> <p>なお、附則第1項において、施行期日は令和6年6月1日とし、附則第2項では、経過措置として「この条例の施行の日前に廃止前の新座市入学準備金・奨学金貸付条例の規定により貸付けの決定を受けた者に係る貸付金の貸付け等については、なお従前の例による。」としている。</p> <p>今後より広く市民の皆様にご活用いただける制度については、随時検討し、策定する予定である。</p>
	教育長 委員	<p>議案第4号及び議案第5号について、質疑はあるか。</p> <p>他の制度の充実により、本市の制度を廃止するということだが、もう少し具体的に廃止理由を教えてください。</p>
	学務課長    委員	<p>本市の貸付制度の廃止で影響を受ける対象者は、ほとんどいないと考えている。本市の制度は、日本学生支援機構の審査基準と同様であるため、所得要件等の条件を満たしていれば、日本学生支援機構の奨学金や国の教育ローンにより代替が可能である。</p> <p>ついでには、そのような制度を活用している方々への利子補給をする制度を導入できないか他自治体の状況を調査研究した上で、検討していきたい。</p> <p>今後も他の制度で代替可能ということなので、本議案に賛成である。</p>
	教育長	<p>入学準備金・奨学金貸付を受けている方の人数を教えてください。</p>
	学務課長	<p>直近の5年間で新規で申込みをされた方は、奨学金は、令和元年度から2名、3名、2名、1名、1名という状況である。入学準備金は、令和元年度から10名、13名、8名、6名、6名となっている。</p>
	委員	<p>本条例及び規則が本年6月1日に廃止された後、市民にどのような形で新たな制度を周知する予定か。</p>
	学務課長	<p>新たな制度については、可能であれば、金融機関の窓口チラシ等を置かせていただき、本市の取組を案内するなど、市民の方々に広く周知する方法を検討していきたい。</p>
	委員	<p>条例廃止と聞くと利用できる制度が全くなってしまうと思われることが懸念されるため、市民に対してしっかりと説明してもらいたい。</p>
	学務課長	<p>新たな制度の創設のための廃止ということをも市民の皆様にもきちんと説明していきたいと考えている。</p>
	教育長 各委員	<p>是非、多くの方々が活用できるような新しい制度にしてもらいたい。他に質疑はなければ、承認としてよいか。 承認</p>

閉会	教育長 教育長	議案第4号及び議案第5号は、承認する。  これをもって、令和6年第1回新座市教育委員会臨時会を閉会する。  午後4時40分
----	------------	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記